

# 山武市立緑海小学校 危機管理マニュアル



令和7年4月改訂版

# 目 次

1	防災組織	2
2	職員配備計画	3
3	避難場所	4
4	危険等発生時対処フロー	5
5	主な危険等発生時における対処フロー図と対処のポイント	
	(1) 地震災害・津波発生時における対処	
	① 授業中に発生した場合の対処フロー図	6
	② 授業中に発生した場合の対処のポイント	7
	③ 教室以外の場所で発生した場合の対処のポイント	8
	④ 授業中に発生した場合の保護者への引き渡し対応	9
	⑤ 授業中に発生した場合の児童が帰宅困難となった場合の対応	10
	⑥ 児童が下校中に発生した場合の対処のポイント	11
	⑦ 校外での活動時の対処のポイント	12
	⑧ 在宅中の対処のポイント	13
	⑨ 南海トラフや北海道・三陸沖後発地震発生時の対処のポイント	14
	(2) 学校における不審者への緊急対応	15
	(3) 登下校時における緊急事態発生時の対処	17
	(4) 水泳事故発生時における対処	18
	(5) 運動部活動中の事故発生時における対処	19
	(6) 校外活動中（宿泊活動含む）の事故発生時における対処	20
	(7) 火災発生時における対処	21
	(8) 給食による食中毒発生時における対処	22
	(9) 感染症発生時における対処	23
	(10) 風水害発生時における対処	24
	(11) アナフィラキシー症状発生時における対応	25
	(12) 爆破予告発生時における対応	27
	(13) 熱中症発生時における対処	28
	(14) Jアラート発生時における対処	29
	(15) 個人情報管理マニュアル	31
6	心のケアのポイント	33

# 1 防災組織

災害、緊急事故・事件の未然防止を図り、合わせて発生時には、児童の安全確保・生命維持を最優先し、冷静で的確な判断と指示、適切な対処と迅速・正確な連絡・通報に万全を期し、被害を最小限にとどめるために、次の組織を作る。

## 〈災害発生時〉

- 全体指導・・・校長
- 緊急放送・・・教頭
- 引渡しカード・・・稗田
- ハンドマイク・・・教頭
- 本部旗・・・教頭（本部旗の昇納）
- 救護・・・番場
- 探索係・・・1 F→新保 2 F→緑川 3 F→根本 体育館→加瀬
- 救護・避難所支援係・・・番場・工藤・福岡
- 搬出係・・・稗田・松本

## 〈日常管理〉

### ◎防火管理者（教頭）

- 建築物施設：防火扉、非常口、非常灯
- 火気使用施設：給油所、ストーブ器具、燃料置場
- 電気設備：配線、器具、避雷針、ヒューズ等
- 警報設備：火災報知器、放送設備
- 消火設備：消火用ホースの格納
- 避難設備：非常口、ベランダの点検
- 防犯設備：防犯設備、防犯灯、戸締まり

### 〈日常安全点検担当場所〉※1

職員玄関	・・・	教頭	ことばの教室	・・・	教頭
校長室	・・・	教頭	教具室（倉庫）	・・・	教頭
職員室	・・・	教頭	校庭遊具・プール	・・・	緑川
保健室	・・・	番場	低少人数室	・・・	緑川
教室・廊下	・・・	各担任	音楽室	・・・	新保
体育館	・・・	緑川	相談室	・・・	教頭
会議室	・・・	教頭	図書室	・・・	長谷
理科室	・・・	加瀬	会議室	・・・	田代
図工室	・・・	小野崎	家庭科室	・・・	高橋
体育倉庫	・・・	緑川	高少人数室	・・・	根本
体育館トイレ	・・・	番場	校舎1・2・3階トイレ	・・・	番場
校舎東側階段・昇降口	・・・	教頭	校舎1・2・3階トイレ	・・・	番場
校舎西側階段・昇降口	・・・	教頭	配膳室	・・・	新保
放送室	・・・	小野崎	学童教室	・・・	教頭
印刷室	・・・	加瀬	湯沸室	・・・	教頭

係名	担当者	内容
防災管理者	教頭	危険等発生時には各係を統括し、指導・指示・命令を的かつ迅速な措置を行う。状況に応じた、児童等の安全確保の方針を決定するとともに、直ちに職員防災組織を編成する。
管理責任者	上記 ※1	防災管理者の統括のもと担当の区域内における次の業務を行う。 ア 整理整頓及び清掃 イ 火気の使用管理 ウ 備品等の転倒防止管理 エ その他、防災上必要な事項
緊急放送 通報係	教頭	危険発生時、直ちに校内外の児童・職員に指示をする。本部長の指示により、警察・消防への通報、連絡を行う。また、児童等の家庭への引渡しが生じた場合は、保護者への連絡を行う。
搬出係	稗田 松本	校舎から非常持ち出し品をできる限り搬出し、管理する。非常持ち出し品とは、学校教育法施行規則28条に定める表簿等をいう。
誘導係	各担任 授業者	各種危険等に応じた適切な方法により、児童等の安全区域(原則として避難場所)へ安全に誘導する。避難後は児童等の掌握にあたる。
探索係	加瀬 新保 根本 緑川	避難後、不明者がいた場合に探索を行い、逃げ遅れた児童等の救助を行う。
救護係	番場	負傷者の応急処置を行う。必要に応じて医療機関との連携を図る。
初期消火係	加瀬 根本	火災が発生した場合、直ちに初期消火にあたる。

## 2 職員配備計画

★地震・津波発生時の対応 → テレビ、ラジオ等の報道で確認し、自主的に対応する。

第1 配備	山武市内で 震度4 津波注意報を記録		教頭が被害状況確認	
第2 配備	山武市内で 震度5弱 津波警報(1m以上)を記録	3人	校長、教頭、教務主任	
第3 配備	山武市内で 震度5強 津波警報(3m以上)を記録	13人	全職員	本部 設置
第4 配備	山武市内で 震度6弱以上 大津波警報(5m以上)を記録	13人	全職員	本部 設置

※震度5強(物につかまらなると歩行が困難)、震度6弱(立っていることが困難)  
※千葉県北東部の震度ではなく、あくまでも山武市の震度で行動する。(報道発表)

★風水害発生時の対応 → テレビ、ラジオ等の報道で確認し、自主的に対応する。

第1 配備	大雨、洪水、暴風、大雪 暴風雪警報		教頭が被害状況確認	
第2 配備	大雨、洪水、暴風、高潮、大雪 暴風雪警報	3人	校長、教頭、教務主任	
第3 配備	気象情報の警戒レベル3以上	13人	全職員	本部 設置
第4 配備	気象情報の警戒レベル4以上 ①記録的短時間大雨情報 ②土砂災害警戒情報	13人	全職員	本部 設置

※第3 配備以上は、特別警報が出されている場合がほとんどである。

※短時間の大雨、竜巻・突風、等についてはその都度対応する。

- ◎配備の解除は、連絡メールで行うが、回線が途絶えている場合には、自主判断する。
- ◎第2 配備の学校の対応→被害状況を教育委員会に報告し、被害がなければ解除する。
- ◎避難所開設の場合は、改めて校長から指示を出す。

### 3 避難場所

危険等が発生したときの避難場所は、原則として【校庭】とする。避難に際しては、必ず引き渡しカードを持ち出し、避難完了後、異常の有無を防災管理者に報告する。

#### 【大地震発生・大津波警報発令時】

大津波警報の発令を受けて三次避難を行う。

- ・三次避難・・・『おさない・かけない・しゃべらない・もどらない』を守る。
  - ※外付け避難階段を使い、低学年を優先して【屋上】へ上がる。
  - ※津波の到達に備え、行動を急ぐ。
  - ※屋上へ上がったら、広場に並ぶ。
  - ※地域住民の方は、校舎3階（図工室・家庭科室・理科室）等に順次収容する。

#### 【河川洪水警報・土砂災害警報発令時】

河川洪水警報の発令を受けて三次避難を行う。

- ・二次避難・・・『おさない・かけない・しゃべらない・もどらない』を守る。
  - ※校舎内階段を使い、低学年を優先して【校舎3階】へ上がる。
  - ※洪水の到達に備え、行動を急ぐ。
  - ※校舎3階へ上がったら、音楽室と音楽準備室に入る。
  - ※地域住民の方は、校舎3階（図工室・家庭科室・理科室）等に順次収容する。

#### 【火災発生時】

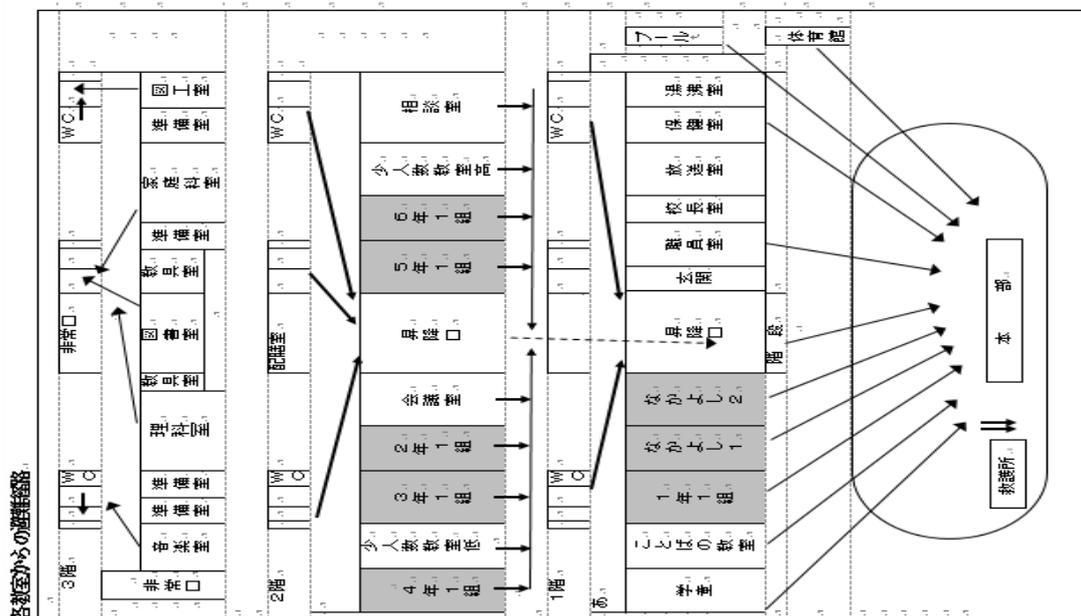
- ・火災発生場所から離れた避難経路を使ってへ【校庭】避難する。
- ・火災発生場所にいる職員または、近くにいる職員が初期消火にあたる。

#### 【避難所開設にあたって】

- ・市当局の避難所開設やその運営に対し、職員は児童の安全を最優先に考え行動しながら、可能な限り当局の指示に従い協力する。

組織	役割	平日	夜間・休日
本部（通報連絡）	関係機関、職員、保護者への連絡	校長、教頭、教務	校長、教頭、教務
避難誘導係	住民の避難及び誘導、掲示物作成	加瀬、稗田	加瀬、横沢、小野崎
救助救護係	薬品及び器具の持ち出し、治療	番場、工藤、福岡	番場、高橋、田代
物資配給係	配給所の設置、物資の配給	新保、支援員	根本、緑川、長谷
衛生管理係	収容所及びトイレの設置及び清掃	番場、工藤、福岡	番場、高橋、新保

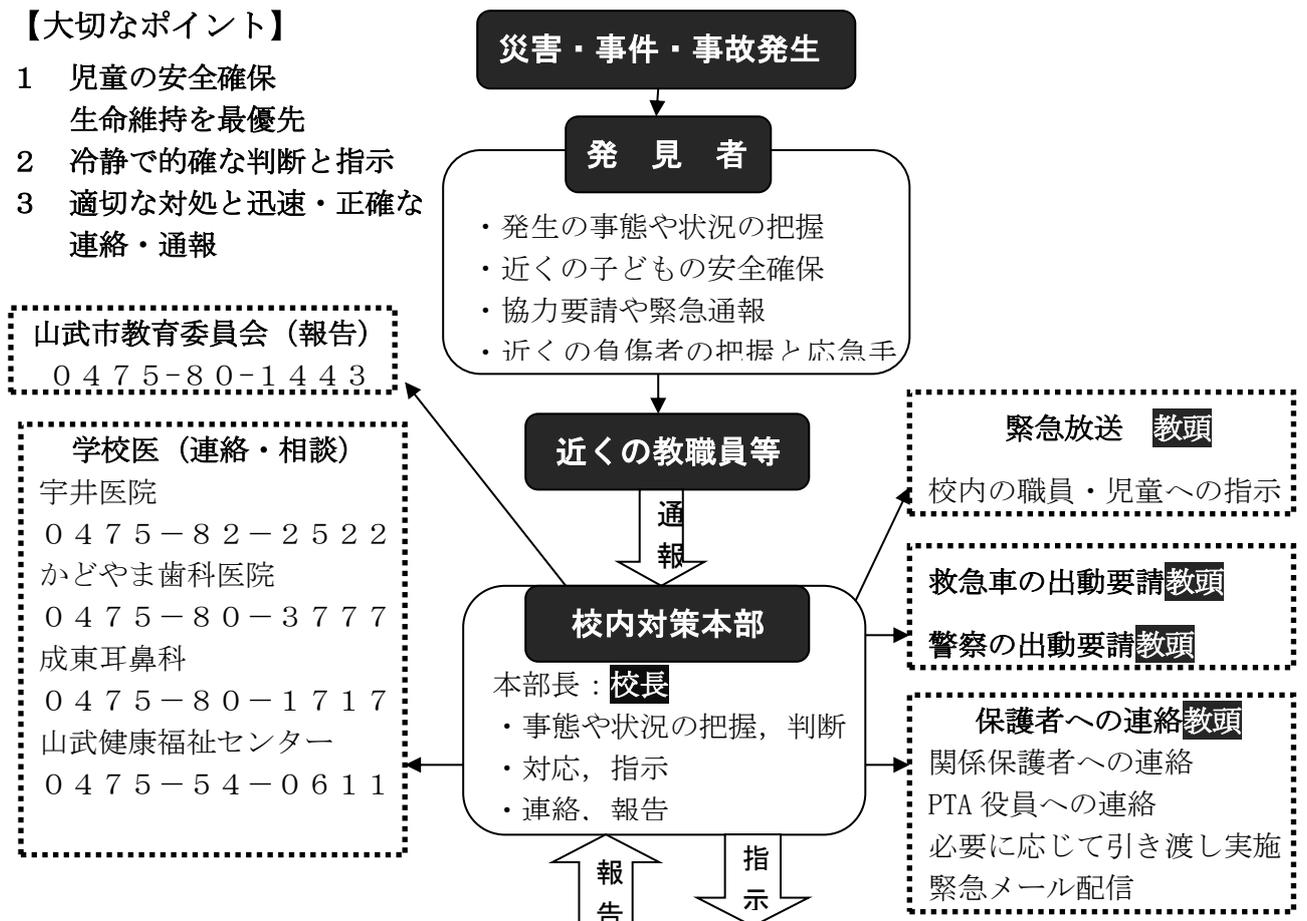
【避難経路】下記の通りとする。状況によって、より安全な経路を通り、避難する。



#### 4 危険等発生時対処フロー図

##### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
生命維持を最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速・正確な  
連絡・通報



教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・全校児童の掌握</li> <li>・保護者対応</li> <li>・引き渡しの際の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の防止</li> <li>・児童の避難誘導</li> <li>・児童の安全確保と掌握</li> <li>・保護者への引き渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場直行</li> <li>・被害の防止</li> <li>・児童救助</li> <li>・避難誘導</li> <li>・児童の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の把握</li> <li>・症状の確認</li> <li>・応急手当 (AEDの使用等)</li> <li>・医療機関との連携</li> <li>・負傷者搬送 (搬送先・治療状況の報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常持ち出し品」の搬出・管理</li> </ul>

##### 【甚大な災害、重大な事件・事故発生の場合の校内対策本部による対応】

情報の収集・整理	児童への対応	外部との対応	教育再開準備	再発防止対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者やその保護者への状況説明等</li> <li>・共通理解の下、統一的に対応できる体制づくり、情報の共有化</li> <li>・安全状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷した児童が搬送された医療機関への訪問</li> <li>・児童の健康状態の把握、健康観察、健康相談、心のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確で詳細な記録、連絡、報告等</li> <li>・保護者説明会</li> <li>・報道機関との対応 (一本化)</li> <li>・教育委員会や関係機関等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態に即した指導計画の作成</li> <li>・施設、教材等の準備</li> <li>・指導体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因の究明、再発、二次被害・災害防止の確認</li> <li>・安全管理の充実 (施設設備等の充実・マニュアルの見直し)</li> <li>・安全教育の充実</li> </ul>

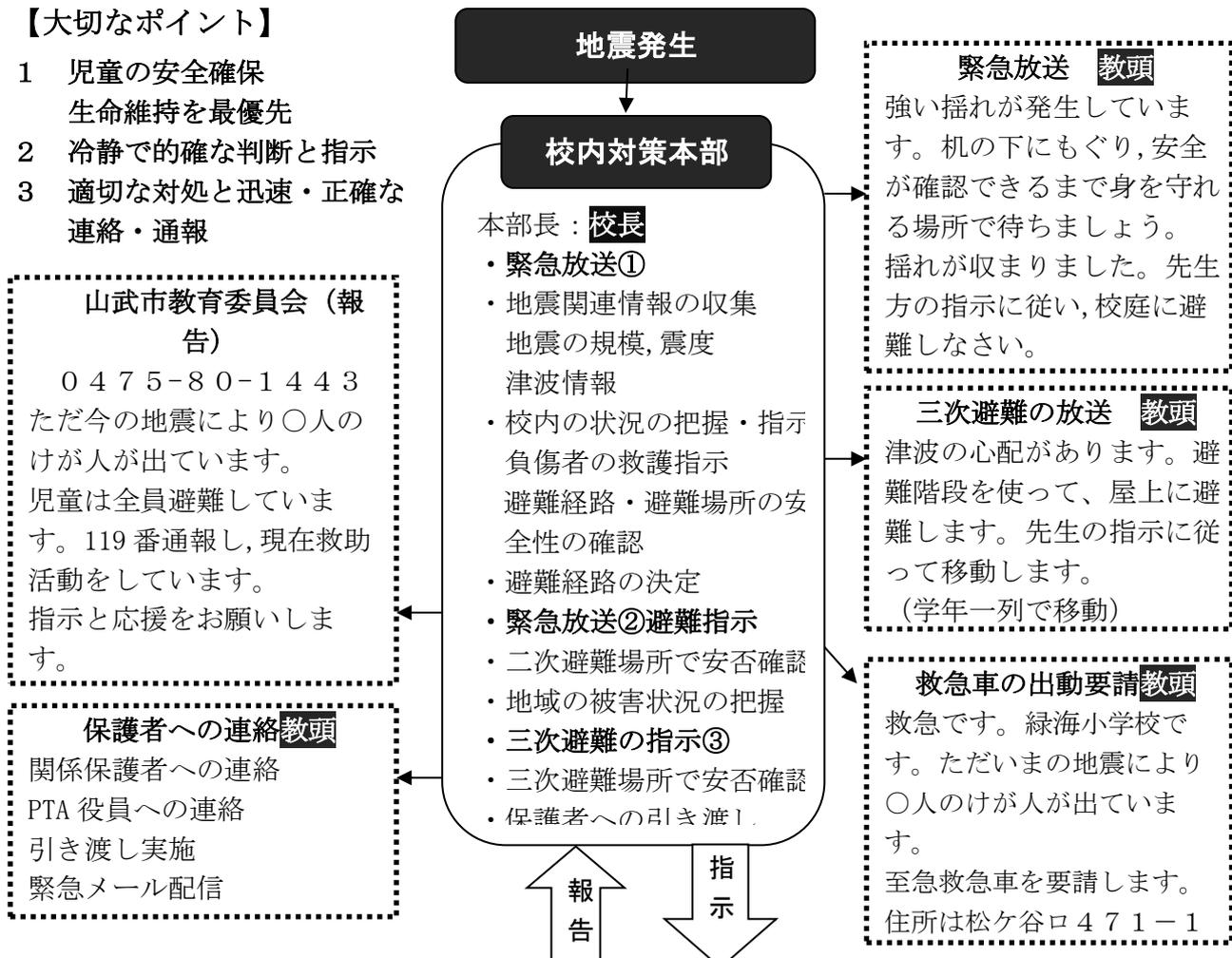
## 5 主な危険等発生時における対処フロー図と対処のポイント

### (1) 地震災害・津波発生時における対処

#### ① 授業中に発生した場合の対処フロー図

##### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
生命維持を最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速・正確な  
連絡・通報

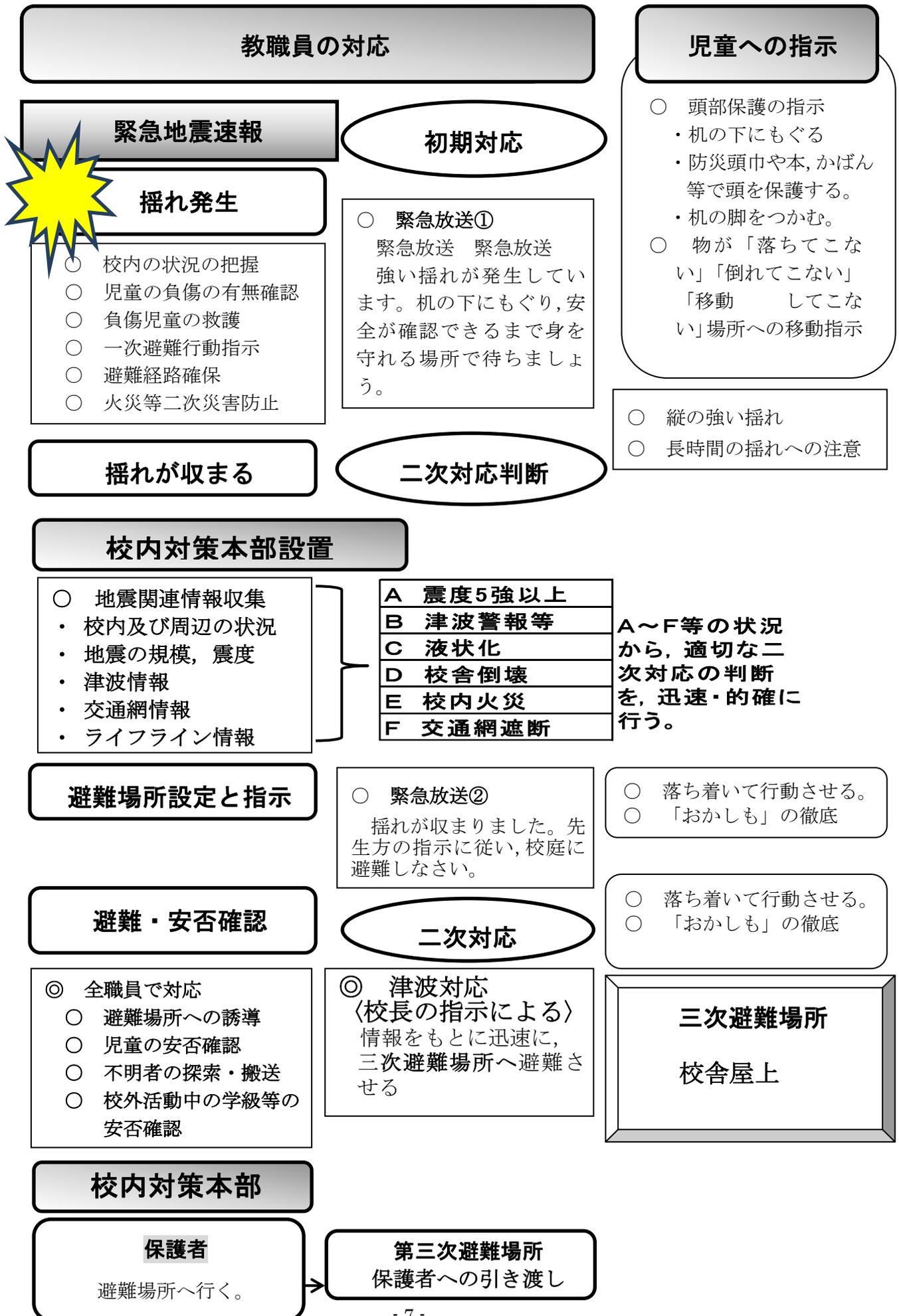


教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・校舎内外の状況把握, 報告</li> <li>・全校児童の掌握</li> <li>・児童の避難誘導</li> <li>・保護者対応</li> <li>・引き渡しの際の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難口の確保</li> <li>・火災防止</li> <li>・負傷の有無確認</li> <li>・避難誘導</li> <li>・児童の安否確認</li> <li>本部への報告 「○年○組在籍 ○名欠席○名。 (以上の有無)」</li> <li>・不明者の検索</li> <li>・負傷児童の保護者への連絡</li> <li>・保護者への引き渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手分けして校舎内外の状況把握・児童の負傷状況の確認・避難経路の安全確認, 本部への報告</li> <li>・負傷者の救護</li> <li>・各教室に避難指示を伝え, 避難誘導</li> <li>・不明者の検索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の把握</li> <li>・症状の確認・応急手当 (AED の使用等)</li> <li>・医療機関との連携</li> <li>・負傷者搬送 (搬送先・治療状況の報告)</li> <li>・旗・応急手当セットの持ち出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防止</li> <li>・「非常持ち出し品」の搬出・管理</li> <li>・引き渡しカード・拡声器・携帯ラジオ等の持ち出し</li> </ul>

#### 校内対策本部

- ・通学路の安全状況の確認・授業再開準備 (教育委員会・関係機関・PTA 役員等で決定)
- ・全校児童の安否・被災状況の確認と心のケア

## ② 授業中に発生した場合の対処のポイント



- 7 -

### ③ 教室以外の場所で発生した場合の対応

#### ア 特別教室での活動中

普通教室に比べ危険物の多い特別教室では、地震の際には安全な場所を机の下と限定せず、適切に避難場所の指示を与える。留意点は以下の通り

理科室	実験器具（棚内の器具）による負傷，実験中の薬品・発火による火傷
家庭科室	棚内の器具による負傷，調理中・アイロン中等による火傷
図工室	棚内の器具による負傷，彫刻等刃物による負傷
音楽室	棚内の器具による負傷，ピアノ・木琴等楽器の移動による負傷
図書室	書棚の本の落下による負傷
保健室	薬品戸棚等の物品による負傷，ベッド使用中の転落による負傷

#### イ 休み時間中

いる場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。

#### ウ 体育館での活動中

天井及び壁面からの落下物を避け、頭部を保護し身をかがめさせる。

- ・ 全校集会等、多数の児童がいる場合、落ち着かせ、頭部保護をして身をかがめさせる。
- ・ 出口を確保する。
- ・ 照明器具等、天井板等の状況を確認し、落下の可能性がある場合、落ち着いて移動させる。

#### エ 給食指導中

火傷に注意し、身を守らせる。

- ・ 熱い食材が入った食缶に注意する。

#### オ 校庭での活動中

建物から離れ、中央部で身をかがめさせる。

- ・ 壁面の落下、サッカーゴールの倒壊、その他遊具から離れ、中央部で身をかがめる。
- ・ 液状化現象が発生した場合、速やかにその場から離れさせる。

#### カ 廊下・階段

窓ガラスから離れ、身をかがめさせる。近くの教室の机の下にもぐる。

- ・ 壁面の落下、サッカーゴールの倒壊、その他遊具から離れ、中央部で身をかがめる。
- ・ 液状化現象が発生した場合、速やかにその場から離れさせる。

#### ④ 授業中に発生した場合の保護者への引き渡し対応

##### ア 引き渡し判断基準

- ・ 「震度5強以上」の地震または「津波・大津波警報」発令の場合は、三次避難場所（校舎屋上）で保護者へ直接引き渡す。

##### イ 対応の流れ

### 校内対策本部

### 第三次避難指示・保護者への引き渡し判断

引き渡し判断基準を基に決定する。

「震度5強以上」の揺れまたは「津波・大津波警報」発令

- 三次避難場所で児童の保護者への引き渡しを実施することを予め保護者に年度当初の「学校だより」、PTA総会等で確認しておく。
- 緊急メール配信。発信文面は教頭作成
- 防災無線

- 本部は名簿の用意
- 担任は「引き渡しカード」を用意

#### 児童及び担任への指示

**教頭**

「児童の皆さんは〇〇を向いて座りましょう。先生に呼ばれたら、迎えに来た人と一緒に帰りましょう。」

### 避難後の対応

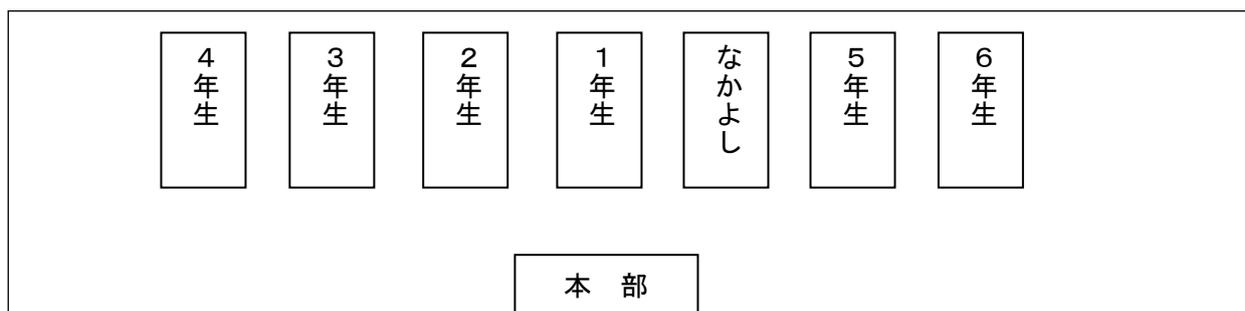
### 引き渡し実施

教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への引き渡し方法の説明</li> <li>・学年ごとに並んでもらう。兄弟がいるときは下の学年から引き取るよう指示</li> <li>・「保護者の方は児童名を担任に言ってください。」</li> <li>・保護者対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「引き渡しカード」により引き取り人と児童を確認しチェックする。</li> <li>・連絡先変更有無等を確認し引き渡す。</li> <li>・終了後本部に報告 「〇年引き渡し終了しました」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の誘導</li> <li>・担任の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救護</li> <li>・負傷の状況を保護者に説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「引き渡しカード」と筆記用具を担任に配付</li> <li>・保護者対応・連絡</li> </ul>

### 対策本部

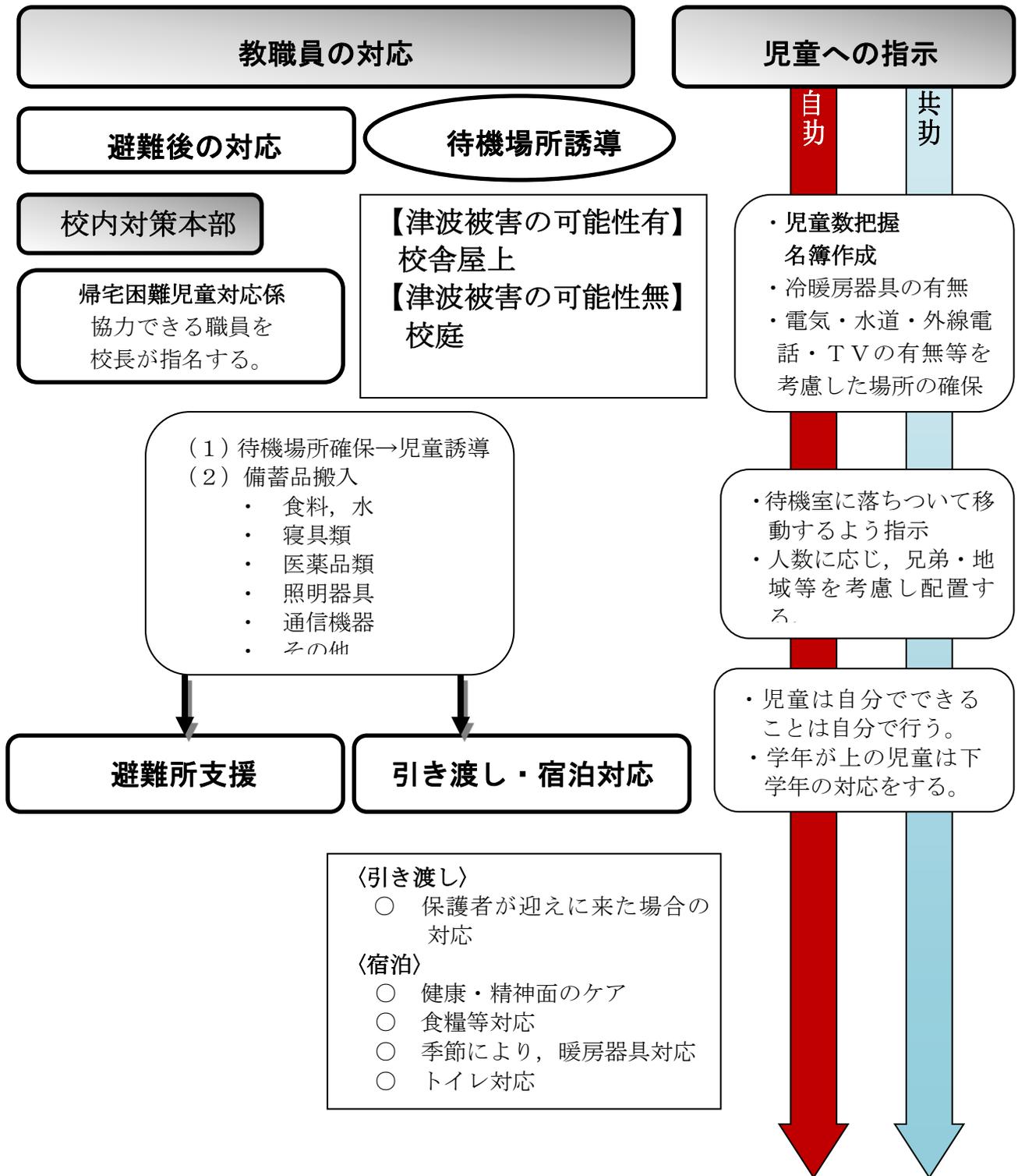
名簿を掲示し、状況を共有する。

図



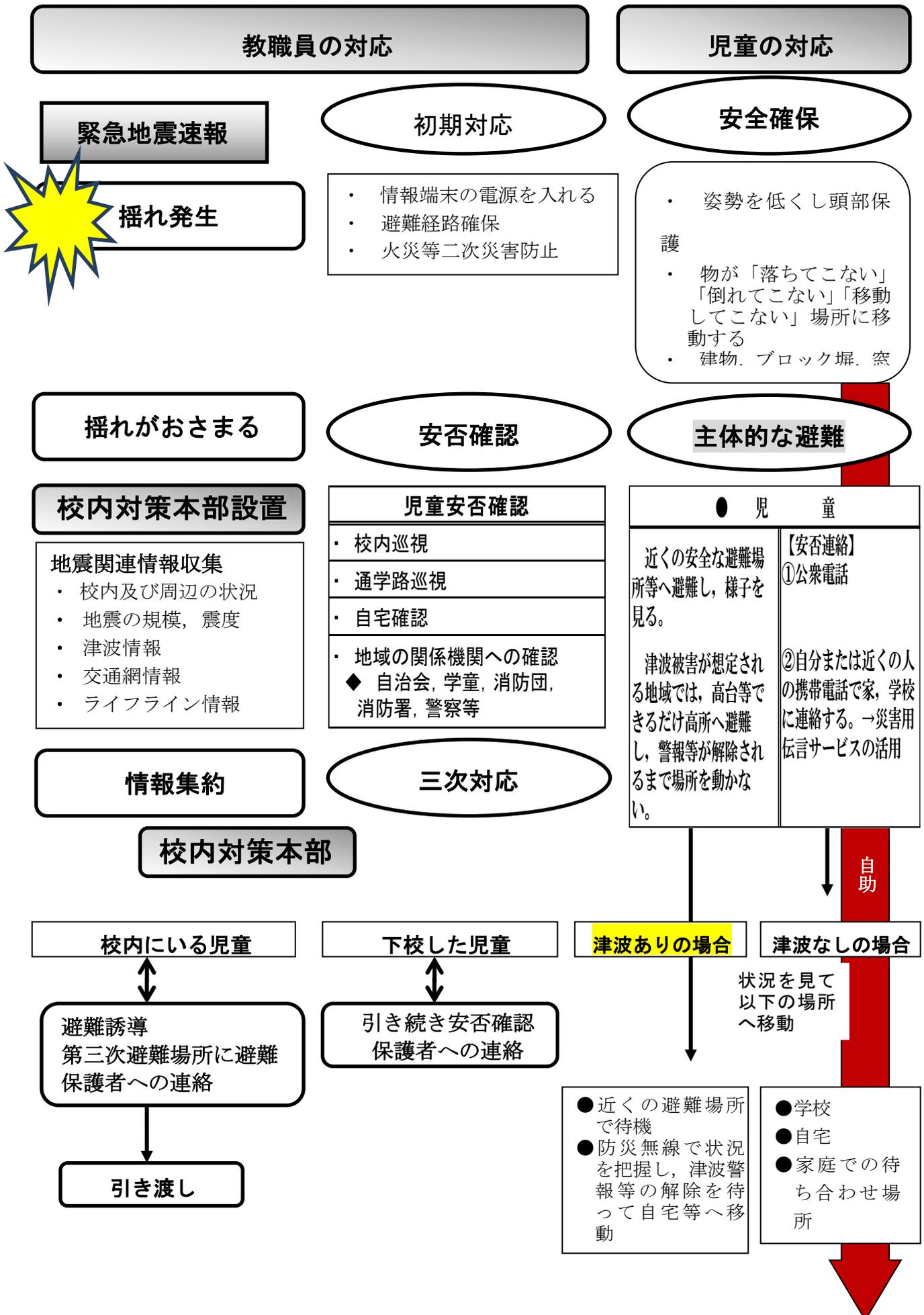
- 引き渡しができない児童は避難場所に留め置き、対応する。

⑤ 授業中に発生し、児童が帰宅困難となった場合の対応



● 以降、全児童を引き渡すまで組織的に対応する。

⑥ 児童が登下校中に発生した場合の対処のポイント



## ⑦ 校外での活動時の対処のポイント

### ア 事前調査の実施

- ・コース内の危険箇所の把握
- ・避難所・避難場所の確認, 高台等高所の確認
- ・緊急時の情報収集方法
- ・病院・警察・消防署等施設の確認

### イ 携行品の確認

- ・携帯ラジオ
- ・懐中電灯

### ウ 避難訓練の実施

- ・施設の非常口・避難経路を児童に周知
  - ・状況に応じ, 避難訓練及びワンポイント避難訓練を実施
  - ・災害時の集合場所を確認
- 津波発生の場合, 集合場所ではなく近くの高所へ避難する。

## 引率教職員の対応

### 揺れ発生

### 初期対応

- 一次避難行動指示
- 交通機関利用時は, 乗務員の指示に従うよう指示
- 見学施設利用時は, 係員の指示に従うよう指示
- 情報端末の電源を入れる。

### 揺れがおさまる

### 二次対応

## 現地本部設営

### 地震関連情報収集

### 児童安否確認

### 避難誘導

- 避難の判断をする。  
→高台等高所への避難
- 安否確認を継続実施

### 避難後の対応

### 学校への連

- ①所在位置について
- ②児童の安否について
- ③引率職員の安否について
- ④備蓄品状況
- ⑤今後の対応確認

## 児童への指示

- ・頭部保護の指示
- ・物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する指示

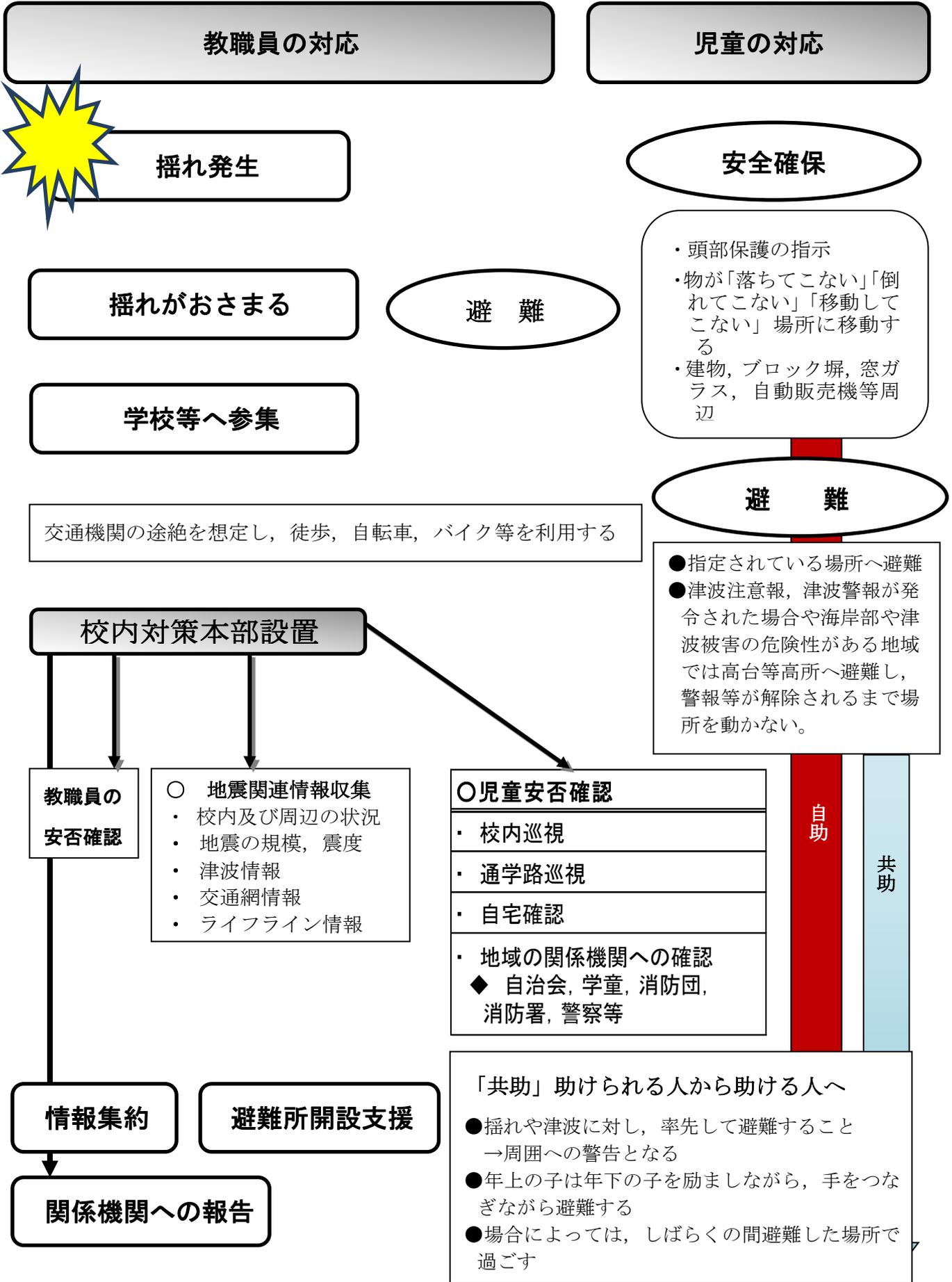
自助

共助

### 互いに助け合う行動

- ・班行動時は, 経路の安全を確かめながら本部へ集合する。
- ・班に負傷者がいる場合, 協力して対応する。
- ・津波情報があった場合, 集合場所ではなく急いで高所へ避難する。  
→安全が確保できるまでその場にとどまる。

⑧ 在宅中の対処のポイント



## ⑨ 南海トラフや北海道・三陸沖後発地震発生時の対処のポイント

各場所でM7以上の地震が発生し、地震臨時情報が発信された

### 基本的な考え

- ・地震発生の可能性と防災対応の実施による学校生活・日常生活等への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- ・学校生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- ・対応を検討する学校は、**南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する学校**を基本とする。ただし、対策推進地域以外でも地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局と連絡を密にして対応する必要がある。なお、**対策推進地域のうち津波浸水想定において水深30 cm以上の浸水が想定される区域に立地する学校は、市町村長が指定する「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する必要がある。**
- ・最初の地震発生後、**最も警戒する期間は1週間**を基本とする。

### 情報発信時の対応

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
  - ・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
  - ・今後の情報に注意
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
  - ・平時からの地震への備えを再確認する等
  - ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
  - ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
  - ・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
  - ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

### 具体的な防災対応

- (1) 揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備
  - ・**すぐに避難できる態勢の確保**  
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
  - ・**非常持出品の常時携帯**  
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。
- (2) 想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え
  - ・**揺れによる倒壊への備え**  
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
  - ・**土砂災害等への注意**  
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。
- (3) 地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え
  - ・**緊急情報の取得体制の確保**
  - ・**平時からの備えの再確認**

※**在校中に地震臨時情報が発信された場合は、P9・P10と同じ対応（引き渡し）を行う。**

## (2) 学校における不審者への緊急対応

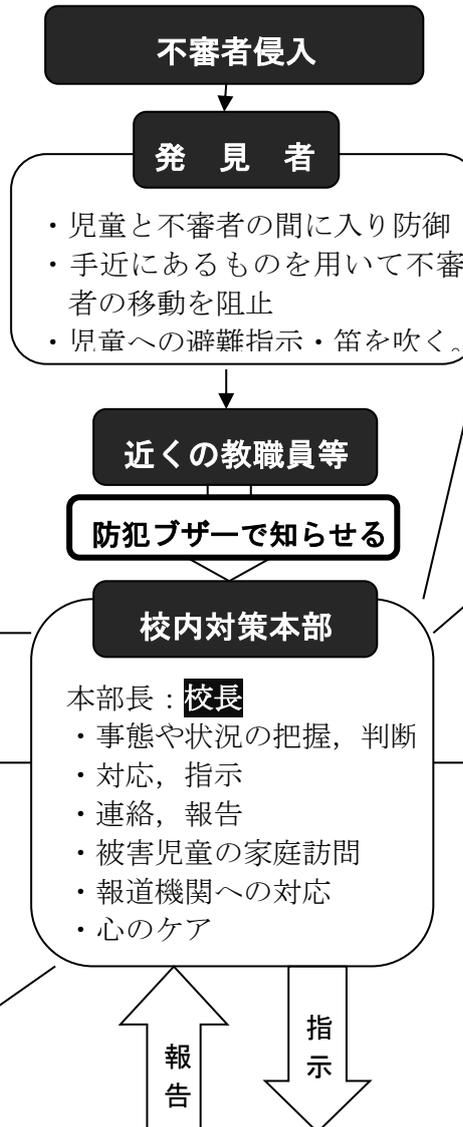
### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
生命維持を最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速・正確な  
連絡・通報
- 4 防犯ブザーから遠ざかる

山武市教育委員会（報告）  
0475-80-1443  
緑海小学校です。学校事故の第一報です。  
○時○分、刃物を持った○性○人が～に侵入。○人の児童が刺されました。  
110番・119番通報し、現在救助活動と不審者への対応をしています。応援お願いします。

保護者への連絡  
関係保護者への連絡  
PTA役員への連絡  
保護者会開催  
必要に応じて引き渡し実施  
緊急メール配信

学校医  
連絡・相談



**緊急放送 教頭**  
緊急放送 緊急放送  
○○よりガス漏れ。  
全校児童は先生の指示に従い避難しなさい。

**警察の出動要請 教頭**  
緑海小学校です。  
刃物を持った○性○人が～に侵入し、児童が負傷しました。緊急出動願います。  
住所は松ケ谷ロ471-1  
電話は84-0024です。

**救急車の出動要請 教頭**  
緑海小学校です。  
刃物を持った○性○人が教室に侵入し、児童○人が刺され負傷しました。救急車を要請します。  
住所は松ケ谷ロ471-1  
電話は84-0024です。

教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>現場直行・防御</li> <li>被害状況の把握</li> <li>全校児童の掌握</li> <li>保護者対応</li> <li>引き渡しの際の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防御・移動阻止</li> <li>児童の避難誘導</li> <li>休憩時間・放課後発生時は、管理分担場所で児童誘導</li> <li>児童の安全確保と掌握</li> <li>負傷した児童の保護者に連絡</li> <li>被害児童の家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場直行</li> <li>防御・移動阻止</li> <li>児童救護</li> <li>避難誘導</li> <li>児童の安全確保</li> <li>校内外巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者等の把握</li> <li>症状の確認・応急手当（AEDの使用等）</li> <li>医療機関との連携</li> <li>負傷者搬送（搬送先・治療状況の報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急児童引き渡しカード・拡声器持ち出し</li> <li>負傷者の救護</li> <li>電話対応</li> <li>記録</li> </ul>

報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。事故発生時の様子と学校での対応・今後の対応・地域パトロールや不審者情報提供等の協力依頼

## 不審者侵入防止対策（3段階のチェック体制を含む）

### 1 防止対策

- 児童登校後、直ちに正門及び裏門、児童昇降口の門扉及びドアを閉鎖する。（A校門）
- 裏門に、「職員玄関までの誘導図」等の掲示をする。（B校門から校舎への入り口）
- 使用時以外は、体育館のすべての出入口を施錠する。
  
- 入り口の掲示
  - ・通用口に、「職員室へ」と「学校敷地内立ち入り禁止」の掲示をする。（C校舎への入り口）
  - ・児童玄関に、「学校敷地内立ち入り禁止」の掲示をする。（C校舎への入り口）
  
- 来校者
  - ・校舎に入る際に、来校者に必ず職員室に声をかけてもらう。
- 声かけ
  - ・校内で、人を見かけた場合は、職員・児童から挨拶と声かけを行い、何の目的で校内に入っ  
かを明らかにする。

### 2 不審者対応

- 複数登下校
  - ・不審者に遭遇した場合、助けを求めやすいように、複数で登下校する。
- こども110番
  - ・学区内の店舗に、「子ども110番」に協力していただき、不審者に遭遇した場合、すぐに逃げ  
込むことができるようにする。
- 安全指導の徹底
  - ・不審者に遭遇した時の対応の仕方を、学級で徹底して指導する。
    - ①大きな声を出す。②逃げる。③近くの家助けを求める。（近くの大人に知らせる）
    - ④車の色、車種、番号等を覚えておいて知らせる。
- 連絡
  - ・遭遇した時刻・場所、事件内容は、すぐに近くの大人に連絡する。次に不審者の顔つき・髪型・  
髪の色、年齢、服装、所持品や乗っている車の特徴などを聴取し、警察に早めに連絡し、パト  
ロールを依頼する。
- お便り・ネット
  - ・学区内あるいは管内で、不審者が出た場合には、市教育委員会から保護者へ「不審者のお知ら  
せ」をメール配信し、出没場所や不審者の特徴、被害の状況を知らせ、注意するよう呼びかけ  
る。
- 呼びかけ
  - ・「PTA等に自主警ら活動」を呼びかける。

### (3) 登下校時における緊急事態発生時の対処

#### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
迅速な対応
- 2 被害児童への救急・究明  
に係る迅速な対応
- 3 事故を目撃した児童へ  
の心のケア

**山武市教育委員会（報告）**  
0475-80-1443  
緑海小学校です。（不審者情報・事件・交通事故）の第1報です。  
○時○分、○地区○付近において事故が発生し児童○名が被害にあいました。～で～が起きました。  
110番・119番通報しました。指示と応援をお願いします

**保護者への連絡【教頭】**  
負傷した保護者への連絡  
PTA役員への連絡  
緊急メール配信

**不審者情報・事件・交通事故  
の第1報**

通報

**校内対策本部**

本部長：校長

- ・緊急対応が必要か判断
- ・未通報の場合の110番通報
- ・ボランティア等への支援要請
- ・現場に急行し、情報収集と整理（複数の職員で対応）
- ・教育委員会への第1報と支援要請
- ・警察の現場検証に立ち会う。

**【負傷者がいる場合】**

- ・未通報の場合は119番通報

**緊急放送【教頭】**  
○地区○付近において事故が発生しました。学校に残っている児童は、先生方の指示に従い体育館に集まりなさい。

**警察の出動要請【教頭】**  
緑海小学校です。○地区○付近において事故が発生し児童○名が被害にあいました。緊急出動願います。目印は～です。住所は山武市～

**救急車の出動要請【教頭】**  
緑海小学校です。○地区○付近において事故が発生し児童○人が負傷しました。救急車を要請します。目印は～です。住所は山武市～

教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・関係保護者への連絡</li> <li>・PTA役員への連絡</li> <li>・全保護者への連絡等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の誘導</li> <li>・児童の安全確保と掌握</li> <li>・負傷した児童の保護者に連絡</li> <li>・被害児童が搬入された医療機関訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・児童救護</li> <li>・現場に残された児童の安全確保</li> <li>・事故状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の把握</li> <li>・応急手当（AEDの使用等）</li> <li>・負傷者付き添い（搬送先・治療状況の報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> <li>・記録</li> </ul>

**不審者が確保されていないとき** — **校内対策本部** 本部長：校長

- ・安全確保までの児童の保護と保護者への引き渡しまたは集団登下校実施
- ・地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会等への支援要請
- ・教職員等による緊急防犯パトロール実施

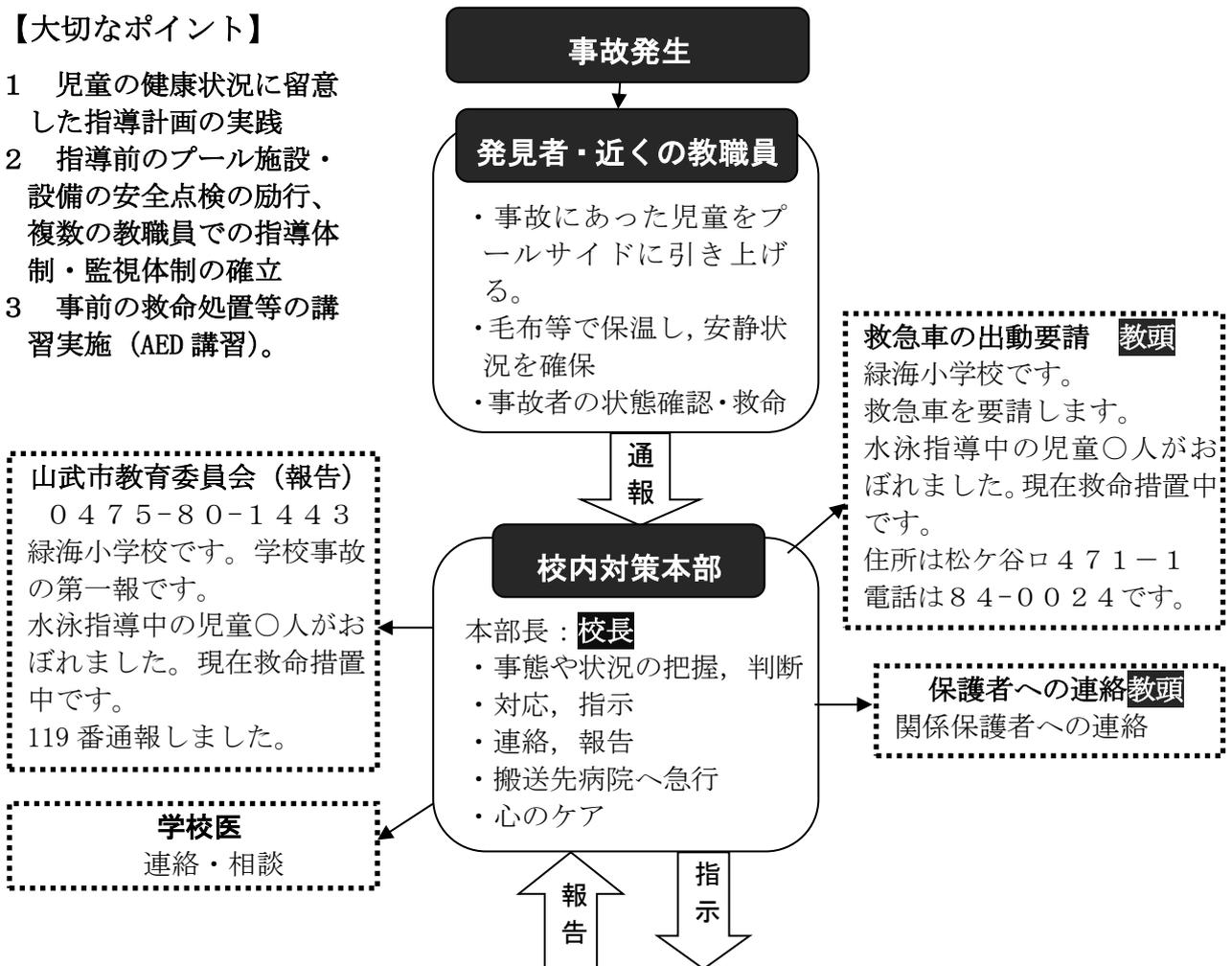
**事後の対応** — **校内対策本部** 本部長：校長

- ・情報の整理と提供
- ・再発防止対策実施
- ・保護者等への説明
- ・報告書の作成
- ・心のケア
- ・全校集会実施
- ・定期的な通学路の点検

## (4) 水泳事故発生時における対処

### 【大切なポイント】

- 1 児童の健康状況に留意した指導計画の実践
- 2 指導前のプール施設・設備の安全点検の励行、複数の教職員での指導体制・監視体制の確立
- 3 事前の救命処置等の講習実施 (AED 講習)。



教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・事故者の応急手当 (人工呼吸・AEDの使用等)</li> <li>・周辺児童の掌握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故にあった児童の保護者に連絡</li> <li>・搬送先病院へ急行・保護者への事故発生状況の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・救急車の誘導等</li> <li>・担任に代わり速やかに水泳授業を中断し, 他の児童の動揺や不安を取り除き落ち着かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・事故者の応急手当 (人工呼吸・AEDの使用等)</li> <li>・救急搬送同乗病院に付き添う。 (搬送先・治療状況の報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> <li>・記録</li> </ul>

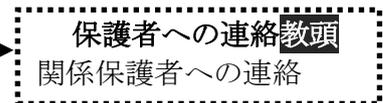
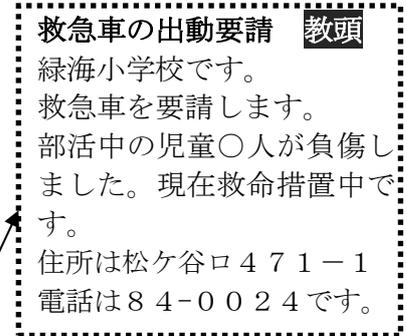
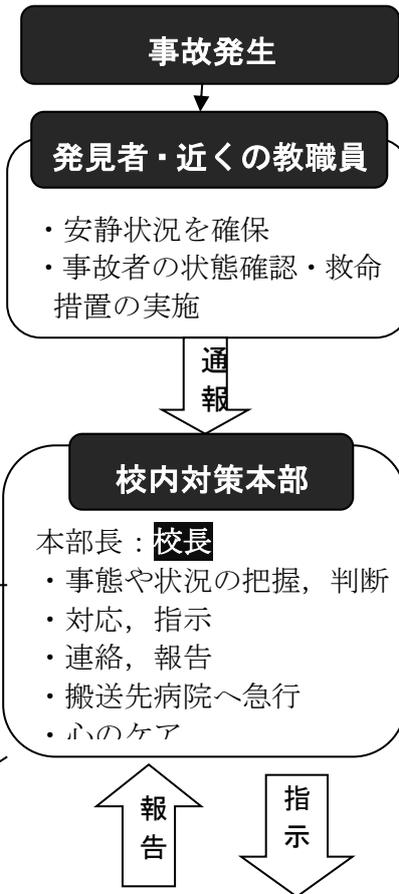
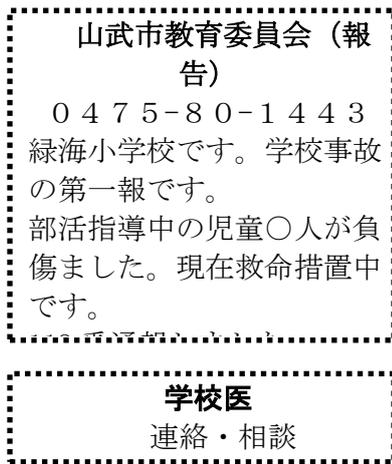
### 【事後の対応】

報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
教育委員会への報告	事故報告・今後の再発防止策の策定
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。事故発生時の様子と学校での対応・再発防止策について説明を行う。

## (5) 運動部活動中の事故発生時における対処

### 【大切なポイント】

- 1 児童の健康状況に留意した指導計画の実践
- 2 施設・設備の安全点検の励行、複数の教職員での指導体制・監視体制の確立
- 3 事前の救命処置等の講習実施 (AED 講習)。



教務主任	担任・部活動指導者	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場急行</li> <li>・ 事故者の応急手当 (人工呼吸・AEDの使用等)</li> <li>・ 周辺児童の掌握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故にあった児童の保護者に連絡</li> <li>・ 搬送先病院へ急行・保護者への事故発生状況の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場急行</li> <li>・ 救急車の誘導等</li> <li>・ 担任に代わり速やかに活動を中断し、他の児童の動揺や不安を取り除き落ち着かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場急行</li> <li>・ 事故者の応急手当 (人工呼吸・AEDの使用等)</li> <li>・ 救急搬送同乗病院に付き添う。 (搬送先・治療状況の報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話対応</li> <li>・ 記録</li> </ul>

### 【事後の対応】

報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
教育委員会への報告	事故報告・今後の再発防止策の策定
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。事故発生時の様子と学校での対応・再発防止策について説明を行う。

## (6) 校外活動中（宿泊活動を含む）の事故発生時における対処

### 【大切なポイント】

- 1 実地調査等を含め事前調査を綿密に行い、万が一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認するなど、安全管理体制の整備に努める。
- 2 緊急時の対応についての共通理解
- 3 天候急変等による活動の変更中止などの適切な判断

山武市教育委員会（報告）  
0475-80-1443  
緑海小学校です。学校事故の第一報です。  
校外活動中の児童○人が負傷しました。  
119番通報しました。

事故発生

引率職員

通報

引率責任者  
校長または教頭

- ・児童の救護・情報の収集等の役割分担の指示
- ・学校に事故の発生状況等の連絡
- ・必要に応じて警察に事故の発生を通報

救急車の出動要請  
緑海小学校です。  
救急車を要請します。  
校外活動中の児童○人が負傷しました。  
住所は～です。  
目印は～です。  
電話は～です

緑海小学校  
0475-84-0024  
事故の第一報です。  
校外活動中の児童○人が負傷しました。  
119番通報しました。

報告

指示

学校に残っている  
校長または教頭

- ・速やかに当該児童宅を訪問し、保護者に事故の状況等について説明する。
- ・全校児童への事故の概要説明

引率職員（担任）	担任外引率者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故にあった児童の保護者に連絡</li> <li>・被害に合わなかった児童の安全確保・事故の状況や今後の対応の説明</li> <li>・心のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故者の応急手当</li> <li>・救急搬送同乗病院に付き添う。（搬送先・治療状況の報告）</li> </ul>

### 【事後の対応】

教育委員会への報告	事故報告 対応等についての指導・助言を受ける。 今後の再発防止策の策定
報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応 資料に基づく事実を正確に話す。
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。 事故発生時の様子と学校での対応・再発防止策について説明を行う。

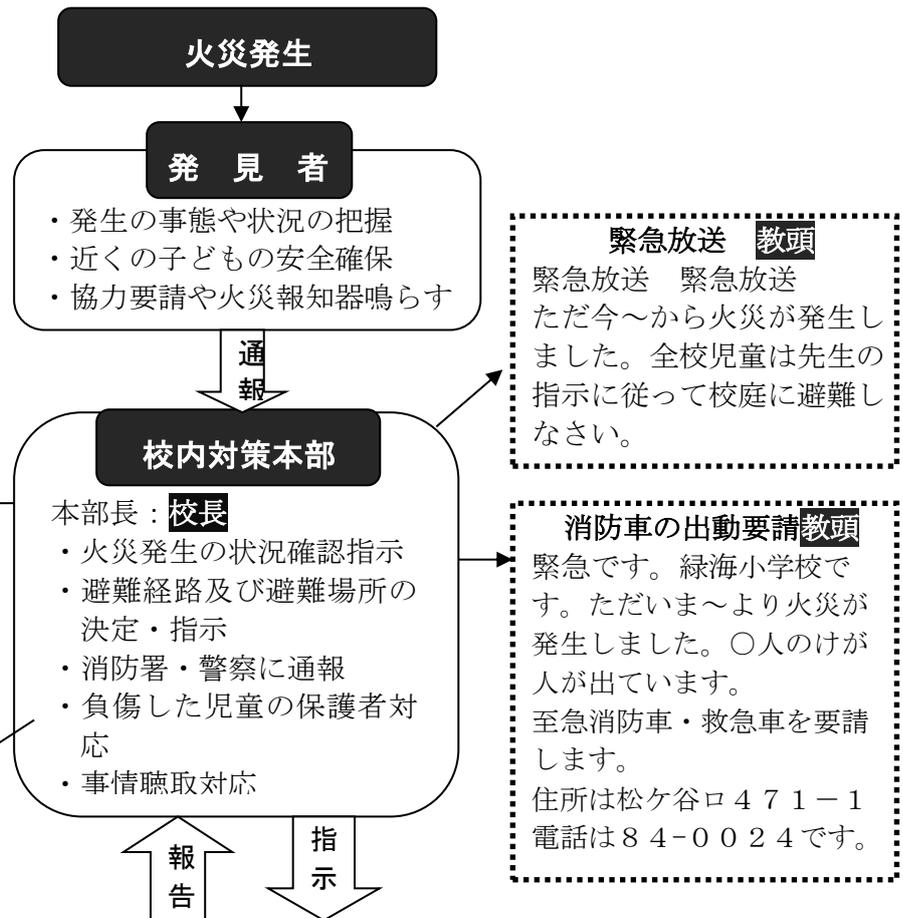
## (7) 火災発生時における対処

### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
生命維持を最優先
- 2 速やかな消防署への通報  
状況に応じた初期消火
- 3 負傷者の応急手当や避難  
誘導等の迅速な対応

山武市教育委員会（報告）  
0475-80-1443  
緑海小学校です。学校事故の第一報です。  
○時○分～より火災が発生しました。児童は全員避難しています。119番通報をしました。指示と応援をお願いします。

**保護者への連絡教頭**  
関係保護者への連絡  
PTA 役員への連絡  
緊急メール配信



教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・現場急行</li> <li>・全児童の掌握</li> <li>・全保護者への連絡・対応</li> <li>・保護者への引き渡し説明・誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童のパニックをおさえる。</li> <li>・火気を使用している場合は消火する。</li> <li>・安全に避難(身を低くしてハンカチを口にあてる)</li> <li>・児童の安否確認</li> <li>・引き渡し</li> <li>・被害児童の家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生場所等を確認し、報告する。</li> <li>・可能であれば初期消火にあたる。</li> <li>・避難指示の伝達・避難誘導</li> <li>・逃げ遅れた児童の探索・救助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当セット・健康観察板の持ち出し</li> <li>・事故者の応急手当（人工呼吸・AEDの使用等）</li> <li>・救急搬送同乗病院に付き添う。（搬送先・治療状況の報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常持ち出し品」の搬出</li> <li>・引き渡しカード・旗・拡声器の持ち出し</li> <li>・電話対応</li> </ul>

\*保護者に引き渡すまで児童は学校に留め置く。

### 【事後の対応】

教育委員会への報告	報告・支援要請・今後の再発防止策の策定
報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。事故発生時の様子と学校での対応・今後の予定・再発防止策について説明を行う。

## (8) 給食による食中毒発生時における対処

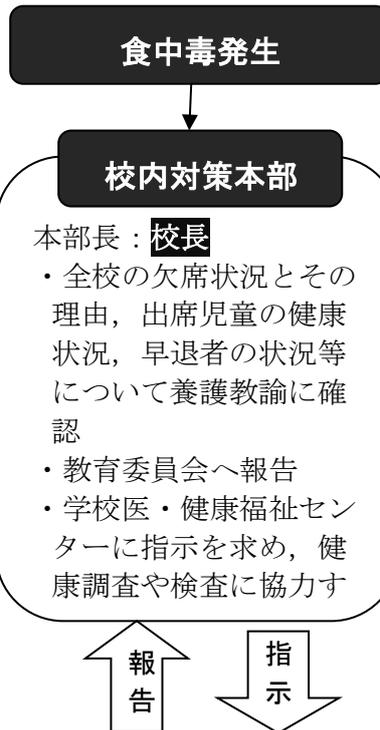
### 【大切なポイント】

- 1 衛生管理責任者に衛生管理を徹底させる。
- 2 検食は30分前までに行う。異常があった場合は給食を中止する。
- 3 衛生管理と衛生指導の徹底
- 4 児童の健康管理の充実

#### 山武市教育委員会（報告）

0475-80-1443

緑海小学校です。学校事故の第一報です。食中毒が疑われる症状を呈する児童が多数発生しています。本日、嘔吐・発熱・下痢等の症状により〇名欠席連絡がありました。



多数の保護者から，嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡があり，同様の症状を訴える児童が多く見られ，早退者も続出し，学校給食による食中毒が疑われる。

**学校医・健康福祉センター**  
連絡・相談  
指示を仰ぐ

**保護者への連絡**  
関係保護者への連絡  
PTA役員への連絡  
緊急メール配信

教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・校舎内外の状況把握，報告</li> <li>・全校児童の掌握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状のある児童の保護者に，速やかに医療機関で受診し，結果を学校に連絡するよう依頼する。</li> <li>・嘔吐物の処理はマスクやゴム手袋を着用する。</li> <li>・児童に手洗い・うがいを励行させる。</li> <li>・家庭訪問等により容態の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室内の消毒・換気を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校の欠席状況とその理由，出席児童の健康状況，早退者の状況等について確認</li> <li>・嘔吐物処理セットを各学級に配置</li> <li>・児童が手を触れる場所の消毒</li> <li>・感染拡大対応策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> </ul>

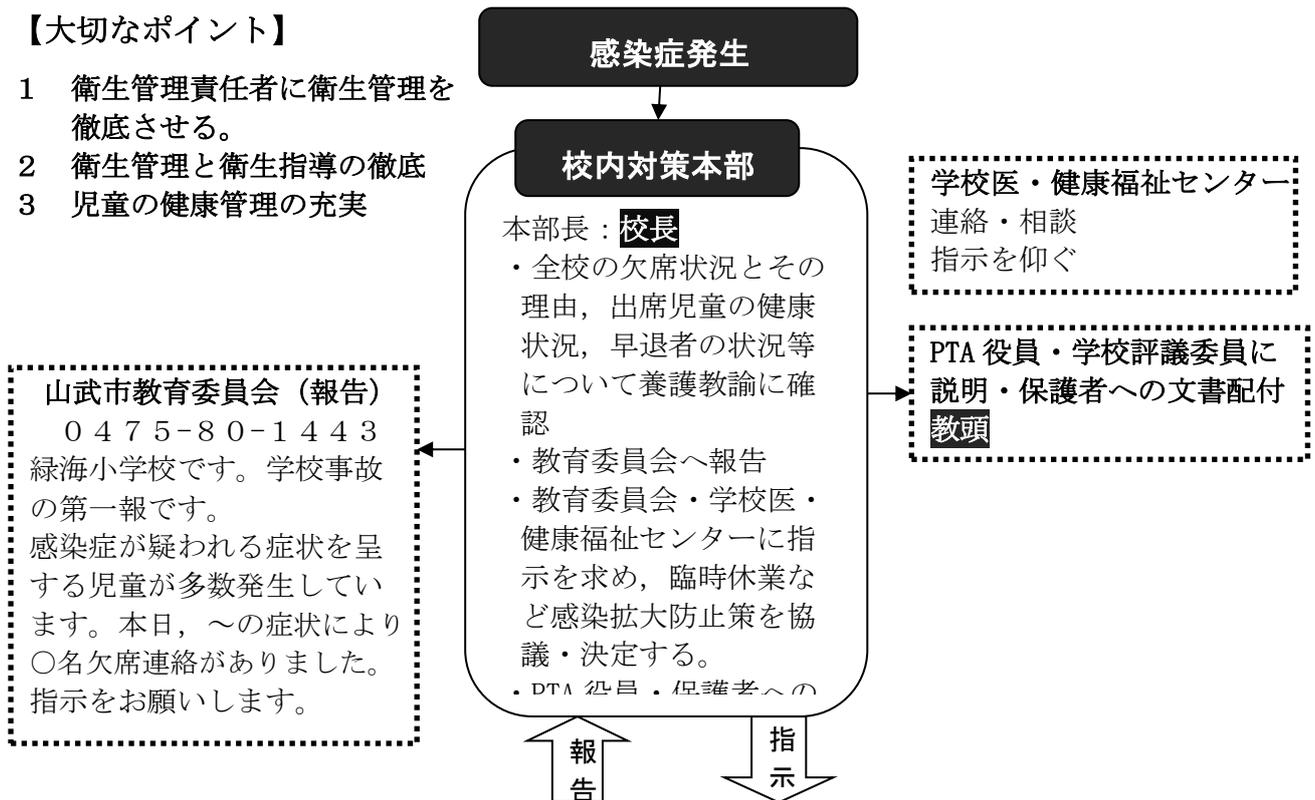
### 【事後の対応】

教育委員会への報告	報告・支援要請・発生原因究明・再発防止策の策定
保護者への説明	状況を説明するとともに，児童の健康調査・検便等への協力依頼。
全校集会の開催	食中毒発生状況を知らせ，食中毒に対する正しい知識，手洗い等の衛生習慣の徹底について指導する。
報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。

## (9) 感染症発生における対処

### 【大切なポイント】

- 1 衛生管理責任者に衛生管理を徹底させる。
- 2 衛生管理と衛生指導の徹底
- 3 児童の健康管理の充実

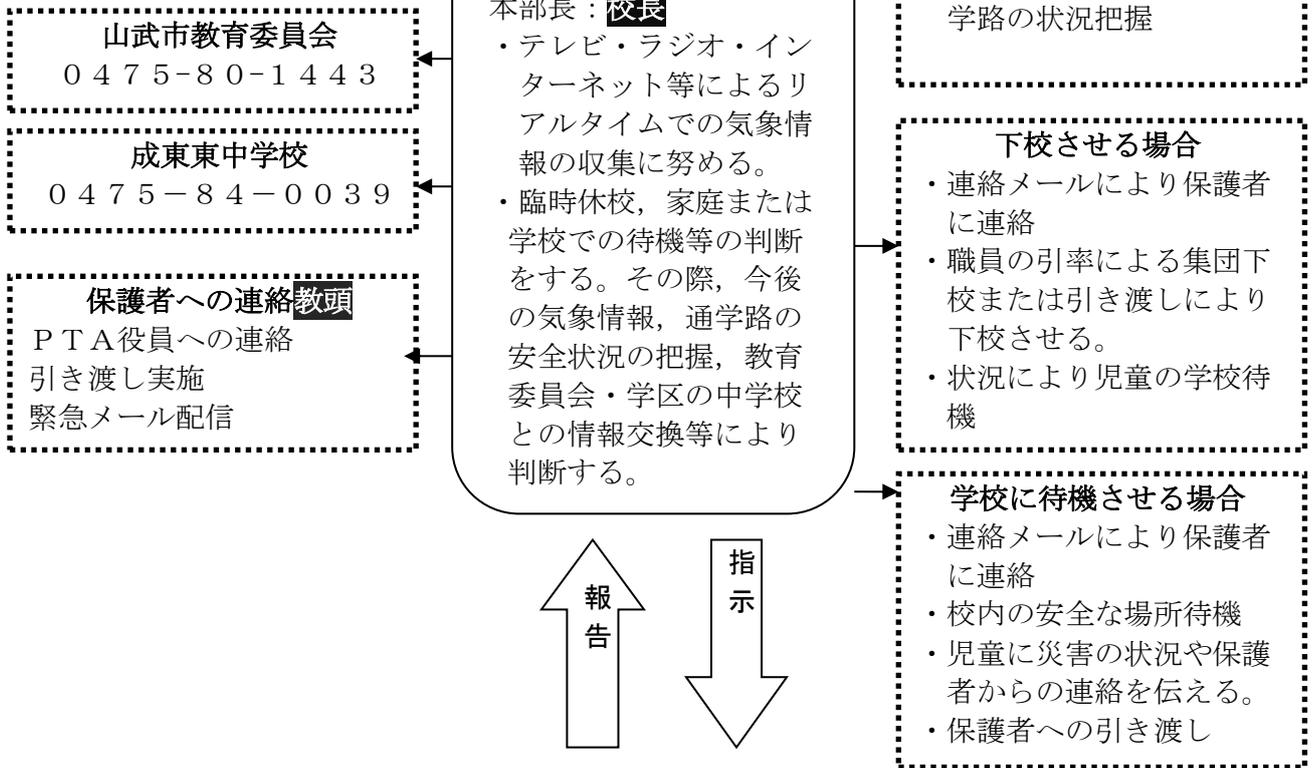


教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・校舎内外の状況把握，報告</li> <li>・全校児童の掌握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状のある児童にはマスクを着用させ，保護者に，速やかに医療機関で受診し，結果を学校に連絡するよう依頼する。</li> <li>・嘔吐物の処理はマスクやゴム手袋を着用する。ペーパータオル等で拭き取る。</li> <li>・マスク・ティッシュペーパーは袋に入れて捨てる。</li> <li>・児童に手洗い・うがいを励行させる。</li> <li>・アルコール消毒する。</li> <li>・家庭訪問等により容態の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室内の消毒・換気を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該児童生徒は他の児童から離して休ませる。</li> <li>・全校の欠席状況とその理由，出席児童の健康状況，早退者の状況等について確認</li> <li>・嘔吐物処理セットを各学級に配置</li> <li>・児童が手を触れる場所の消毒</li> <li>・対応策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> </ul>

# (10) 風水害発生時における対処

## 【大切なポイント】

- 1 情報収集と情報伝達の整備
- 2 学校区内における危険箇所の把握と周知
- 3 児童の通学路の確認

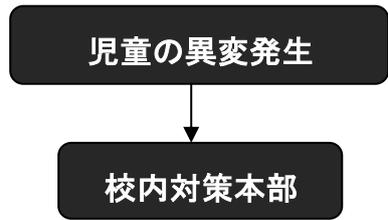


教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・通学路の安全確認</li> <li>・全校児童の掌握</li> <li>・保護者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の掌握</li> <li>・避難誘導</li> <li>・保護者への連絡連絡網</li> <li>・児童の安否確認</li> <li>・引き渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> </ul>

# (11) アナフィラキシー症状発生時における対処

## 【大切なポイント】

- 1 大声で応援の職員を呼ぶ
- 2 安静にさせて、動かさない
- 3 患者から離れない  
(目を離さない)



**状況把握・応急処置** **発見者**

- ・症状・経過の把握
- ・学校生活管理指導表の指示に基づき処置
- ・食物アレルギー症状チェックシート※1に基づき処置（エピペン※2の注射）
- ・反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生実施

**救急車の出動要請** **教頭**

緑海小学校です。救急車を要請します。  
○時○分、児童がアナフィラキシー症状を発症しました。住所は松ヶ谷口471-1 電話は84-0024です。

**保護者への連絡** **教頭**

関係保護者への連絡

**山武市教育委員会（報告）**  
0475-80-1443  
緑海小学校です。学校事故の第一報です。  
○時○分、児童がアナフィラキシー症状を発症しました。応急処置後、119番通報し、救急車を要請し、○○市内の○○病院に搬送されました。

本部長：**校長**

- ・対応する職員への指示
- ・周囲の教職員への指示
- ・エピペン※2の注射または介助を指示
- ・必要に応じて主治医等への相談を指示

↑ 報告      ↓ 指示

教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭（保健主事）	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・事故者の応急手当（人工呼吸・AEDの使用等）</li> <li>・周辺児の掌握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故にあった児童の保護者に連絡</li> <li>・搬送先病院へ急行・保護者への事故発生状況の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・救急車の誘導等</li> <li>・担任に代わり速やかに授業を中断し、他の児童の動揺や不安を取り除き落ち着かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・事故者の応急手当（エピペンの使用等）</li> <li>・救急搬送同乗病院に付き添う。（搬送先・治療状況の報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> <li>・記録</li> </ul>

**【救急車要請の目安】**

- ・アナフィラキシーの兆候が見られる場合
- ・学校生活管理指導表で指示がある場合
- ・エピペン※2を使用した場合
- ・主治医、学校医または保護者のいずれかから救急搬送の要請があった場合

**【応急処置・一次救命措置の支援チェックポイント】**

- エピペンや内服薬の準備
- 学校生活管理指導表の確認
- 食物アレルギー症状チェックシート※1の記録
- エピペン※2の注射または介助
- 救急車の要請       保護者への連絡
- 周囲の児童生徒の管理       救急隊の誘導

## 【事後の対応】

報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
教育委員会への報告	事故報告・今後の再発防止策の策定
保護者への説明	教育委員会の指示を受ける。事故発生時の様子と学校での対応・再発防止策について説明を行う。

## 【エピペン®の使用手順】

①オレンジ色の先端を下に向け、エピペン®を利き手でしっかり握る。



②もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③太ももの前外側に垂直になるようにオレンジ色の先端をあてる。



④パチンと音がするまで強く押し付け、数秒間待つ。  
「1, 2, 3, 4, 5」



⑤垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



⑥注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側からケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。

安全キャップ ↓



指または手をオレンジ色のカバーの先端に当てない

振りおろして使わない



数秒間待つ 「1, 2, 3, 4, 5」



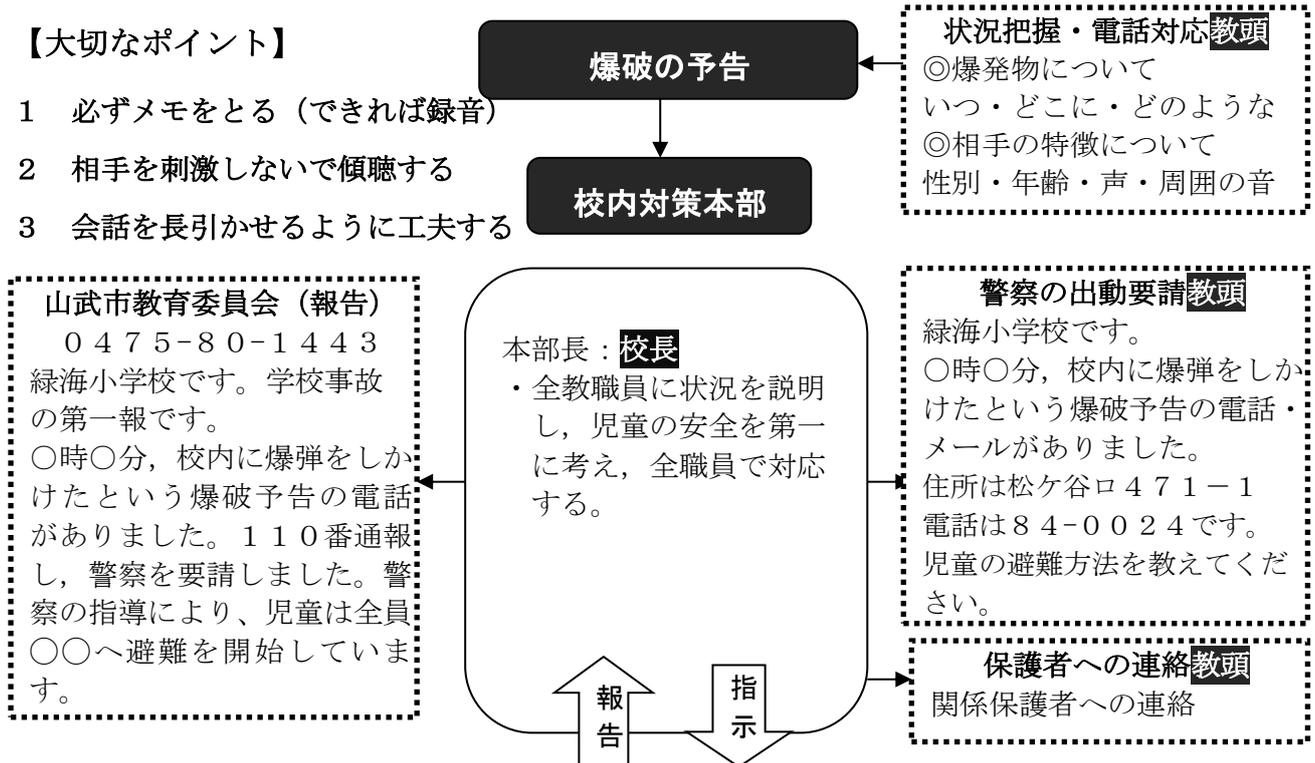
衣服の上からでも注射できる。

エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものです。しかし、エピペン®が手元にあるながら、症状によっては児童が自己注射できない場合も考えられます。救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない状況にある児童に代わって注射することは、医師法違反になりません。人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰もがエピペン®を使用できるようにしておくことが大切です。

## (12) 爆破予告発生時における対処

### 【大切なポイント】

- 1 必ずメモをとる（できれば録音）
- 2 相手を刺激しないで傾聴する
- 3 会話を長引かせるように工夫する



教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係保護者への連絡方法等の検討</li> <li>・PTA役員への連絡</li> <li>・授業再開連絡等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審物指導</li> <li>・出席簿用意</li> <li>・避難経路の確認、避難誘導等指導</li> <li>・避難場所での人員点呼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導前に避難経路の安全確認</li> <li>・避難誘導</li> <li>・教室内等の残留者の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線の確保，対応</li> <li>・校舎配置図の準備</li> <li>・来校者の立入禁止措置</li> </ul>

### 【警察との協議】

※爆破等の予定時刻が迫っていたり，不明だった場合は，直ちに全ての人が避難する。  
 ※爆破等の予定時刻に余裕がある場合は，警察と協議しながら，避難方法や爆発物検索等に対応する。

### 【不審物を発見した場合】

- ◎絶対に触らない。
- ◎外観を確認（カメラ・携帯電話等で撮影）後，警察関係者に報告する。

### 【事後の対応】

報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
教育委員会への報告	事故報告・今後の再発防止策の策定
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。事件発生時の様子と学校での対応・再発防止策について説明を行う。

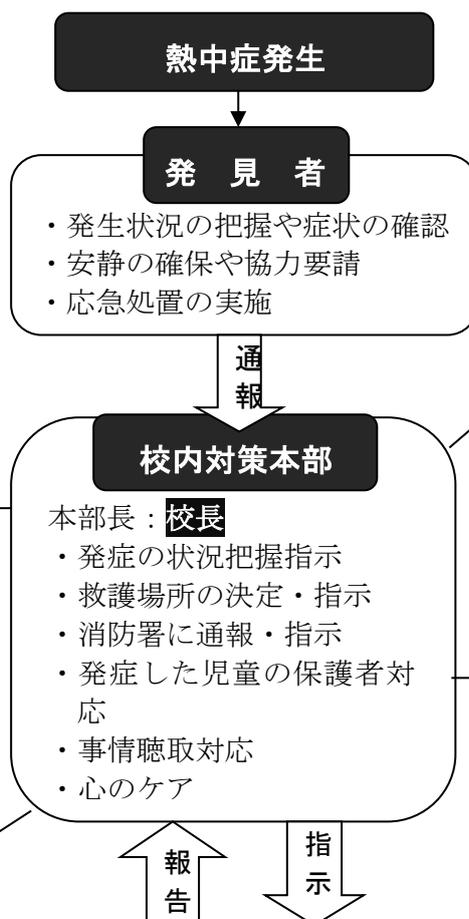
### (13) 熱中症発生時における対処

#### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
生命維持を最優先
- 2 速やかな消防署への通報  
状況に応じた初期対応
- 3 発症者の応急手当や安全  
確保等の迅速な対応

山武市教育委員会（報告）  
0475-80-1443  
緑海小学校です。学校事故の第一報です。  
○時○分に、児童が熱中症を発症しました。  
応急処置後、119番通報し、救急車を要請しました。  
指示と応援をお願いします

**保護者への連絡 教頭**  
関係保護者への連絡  
PTA役員への連絡  
緊急メール配信



※グラウンドや体育館などの活動場所で、暑さ指数(WBGT)を測定する。  
※**31℃以上**(湿球温度27℃以上、乾球温度35℃以上)の場合は、運

学校医・健康福祉センター  
(連絡・相談) **教頭**  
状況の説明  
指示を仰ぐ

**救急車の出動要請 教頭**  
救急です。緑海小学校です。ただいま、児童○名が熱中症を発症しました。至急、救急車を要請します。  
住所は松ヶ谷口471-1

教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・発症者の応急手当(体を冷やす・経口補水液の補給等)</li> <li>・周辺児童の掌握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発症者の保護者に連絡</li> <li>・搬送先病院へ急行・保護者への事故発生状況の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・救急車の誘導等</li> <li>・担任に代わり速やかに活動を中断し、他の児童の動揺や不安を取り除き落ち着かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場急行</li> <li>・発症者の応急手当(体を冷やす・経口補水液の補給等)</li> <li>・救急搬送同乗病院に付き添う。(搬送先・治療状況の報告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応</li> <li>・記録</li> </ul>

#### 【事後の対応】

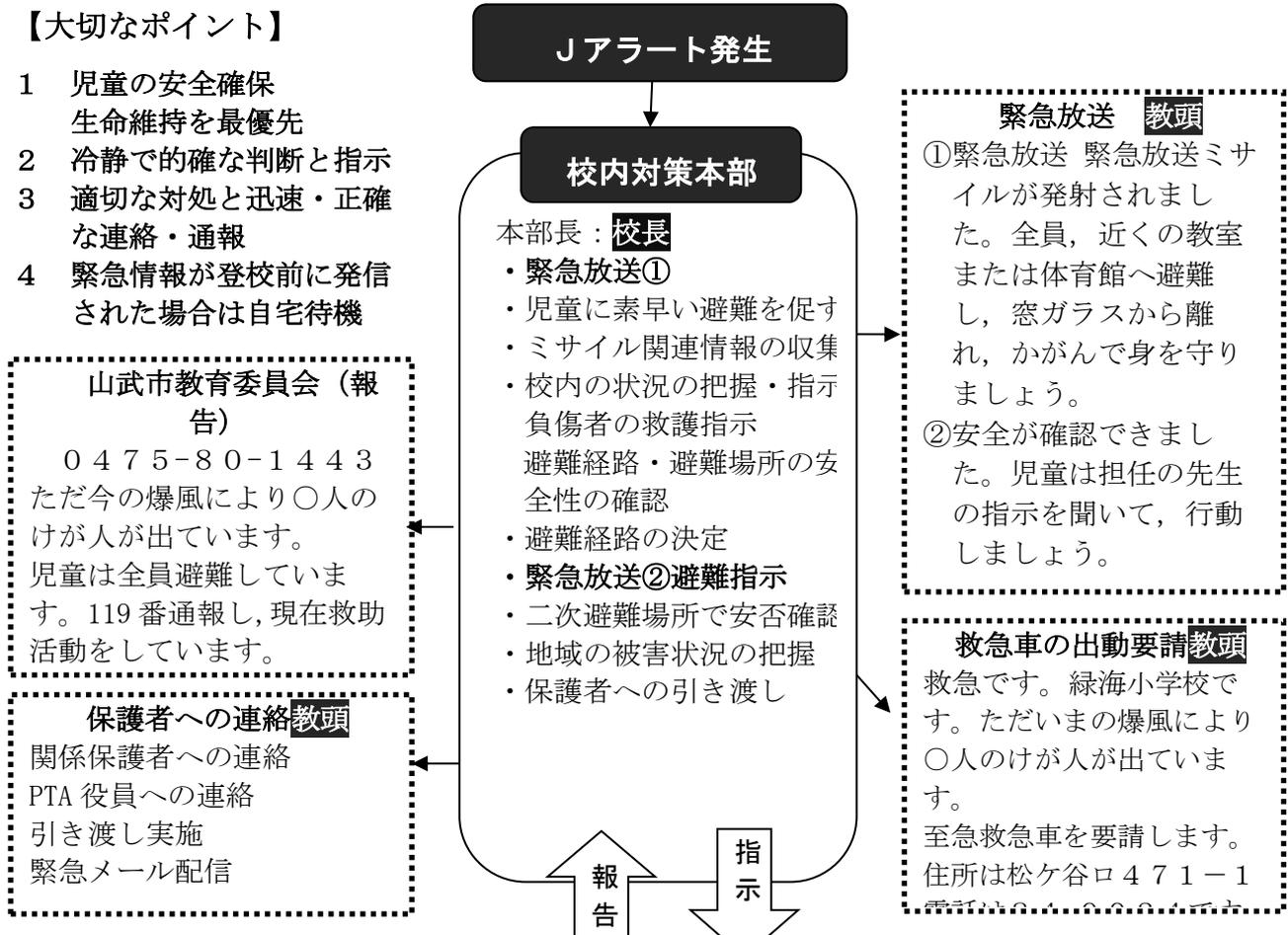
教育委員会への報告	事故報告・支援要請・今後の再発防止策の策定
報道機関への対応	教育委員会の指示を受け管理職が対応・資料に基づく事実を正確に話す。
保護者・地域への説明	教育委員会の指示を受ける。事故発生時の様子と学校での対応・今後の予定・再発防止策について説明を行う。

# (14) Jアラート発生時における対処

## ① 学校にいる時に発生した場合の対処フロー図

### 【大切なポイント】

- 1 児童の安全確保  
生命維持を最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速・正確な連絡・通報
- 4 緊急情報が登校前に発信された場合は自宅待機

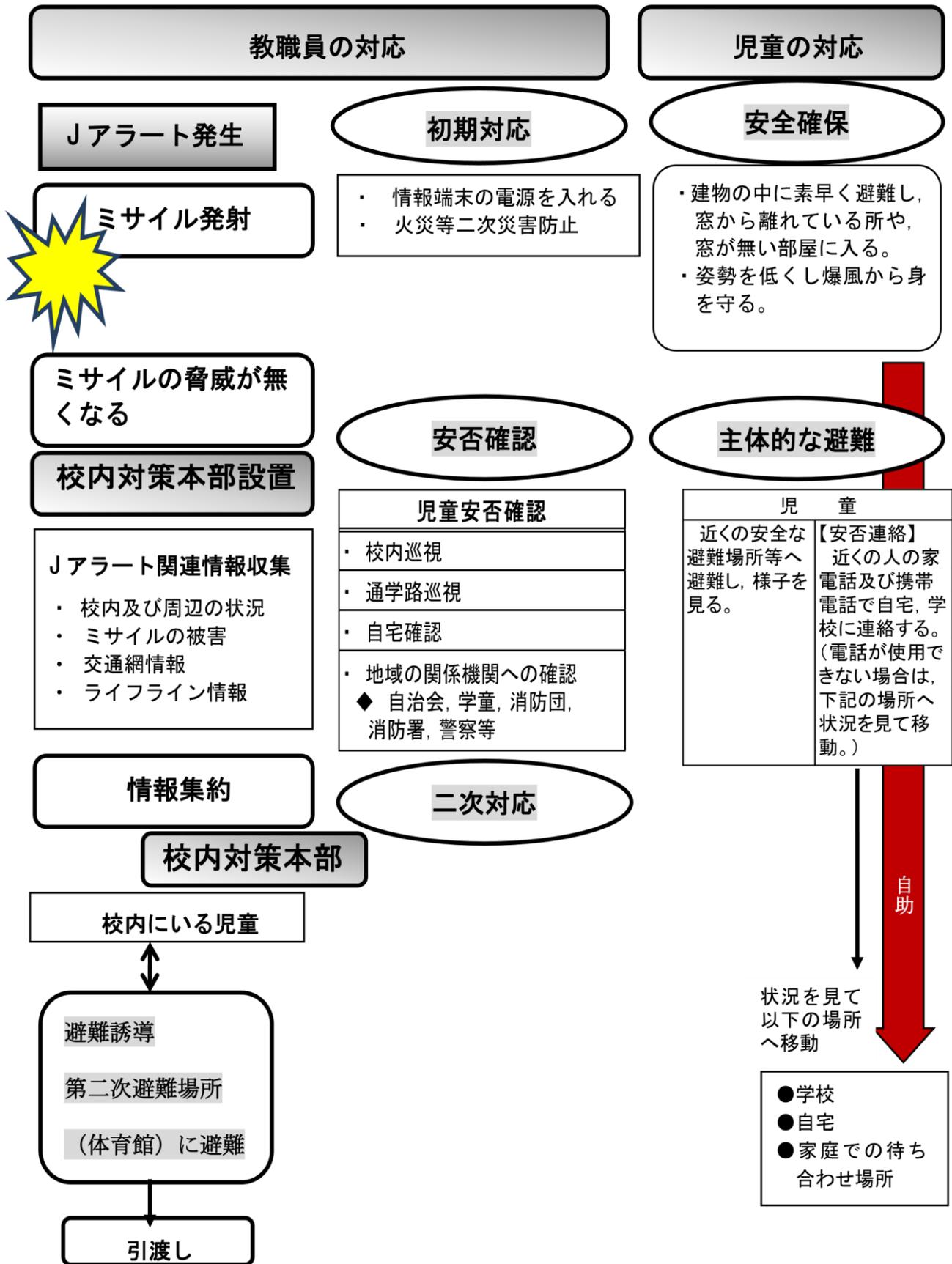


教務主任	担任	担任外教職員	養護教諭 (保健主事)	事務等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部補佐</li> <li>・校舎内外の状況把握, 報告</li> <li>・全校児童の掌握</li> <li>・児童の避難誘導</li> <li>・保護者対応</li> <li>・引き渡しの際の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難口の確保</li> <li>・火災防止</li> <li>・負傷の有無確認</li> <li>・避難誘導</li> <li>・児童の安否確認</li> <li>本部への報告 「〇年〇組在籍〇名欠席〇名。(以上の有無)」</li> <li>・不明者の検索</li> <li>・負傷児童の保護者への連絡</li> <li>・保護者への引き渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手分けして校舎内外の状況把握・児童の負傷状況の確認・避難経路の安全確認, 本部への報告</li> <li>・負傷者の救護</li> <li>・各教室に避難指示を伝え, 避難誘導</li> <li>・不明者の検索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の把握</li> <li>・症状の確認・応急手当 (AED の使用等)</li> <li>・医療機関との連携</li> <li>・負傷者搬送 (搬送先・治療状況の報告)</li> <li>・旗・応急手当セットの持ち出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防止</li> <li>・「非常持ち出し品」の搬出・管理</li> <li>・引き渡しカード拡声器・携帯ラジオ等の持ち出し</li> </ul>

### 校内対策本部

- ・通学路の安全状況の確認・授業再開準備 (教育委員会・関係機関・PTA 役員等で決定)
- ・全校児童の安否・被災状況の確認と心のケア

② 児童が登下校中に発生した場合の対処のポイント



## (15) 個人情報管理マニュアル

山武市立緑海小学校

### 1 個人情報の保護

#### (1) 個人情報

個人情報とは、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、勤務先、年齢など、それ単体で個人を特定できたり、ほかの情報と組み合わせたりすることによって個人を特定できる情報のことである。

これらの個人情報は、プライバシー権によって保護される。

基本事項	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、年齢、国籍
家庭生活	親族関係、婚姻歴、家庭状況、住居状況など
社会生活	職業、職歴、学業・学歴、資格、賞罰など
経済活動	資産、収入、借金・預金などの信用情報、納税額など

これらの個人情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日を基本4情報という。

#### (2) 個人情報の取り扱いについて

- 不必要なプライバシーの開示や聞き出しをしない。
  - 他人のプライバシーを保護する。
  - 人の嫌がることをしない。(相手に不愉快な思いをさせない。)
  - 著作権の尊重 (ソフトウェアや画像データなどには、必ず著作権が認められており、たとえ善意であっても勝手に利用できないことや送信したり、アップロードしたりすることが禁止されている。)
- ※児童のメールアドレスやSNS等の個人情報を収集する必要が生じた場合は、管理職の許可を得た上で、「個人情報収集記録簿」に記載する。

#### (3) 教育現場における個人情報保護の理解

学校は公の機関であり、一人一人の教員は、児童に関する個人情報を外部に公表してはいけない。インターネットを利用する場合には、これまで以上に個人情報の保護に配慮しなければならない。

### 2 諸表簿の取扱いについて

	保管場所	管理責任者	取り扱いの留意事項	
児童に関する書類	指導要録	耐火書庫	担任・学籍担当者	持出禁止
	補助簿	耐火書庫	担任	持出禁止
	通知表 (あゆみ)	耐火書庫	担任	持出禁止
	児童名簿	校長室 職員室・保健室	校長・教頭 事務・養護教諭	職員室・保健室でのみ使用する。 児童の目に触れないよう注意する。
	出席簿	耐火書庫	担任 出席簿担当者	持出禁止
	督励簿	耐火書庫	担任 長欠対策担当者	持出禁止
	児童指導参考個票	耐火書庫	担任	持出禁止
	身体に関する調査票	保健室	養護教諭	児童の目にふれないように注意する。
	①成績関係 通知表補助簿、評定のための個票 ワークテスト、児童作品・作文等		担任 養護教諭	校長 (教頭) に許可を得るもの
	②指導関係 児童理解カード、教育相談・面接記録 個別の教育支援計画、個別指導計画			
③保健関係 児童健康調査票				
④その他 児童名簿、個人情報を含む書類				

職員に関する書類	履歴書（人事カード）	職員室	事務	持出禁止
	給与・諸手当に関する書類			
	職員基本情報に関するもの			
	人事に関するもの			
	指定統計に関するもの			
	その他、職員に関するもの			

### 3 その他

- 個人情報、クラウドサーバーに保存する。（校内共有）
- 保護の必要性が高いものについては、パスワードの設定をする。
- やむを得ず個人情報を校外に持ち出す場合は、管理職の許可を得た上で、「個人情報持出簿」に記載する。
- 私用パソコンは、校内に持ち込まない。
- ワークテスト等の紙媒体の個人情報の扱いについても、十分に注意する。
- 前年度の個人情報については、すべて適切に処分する。（データの削除、管理職のチェック）
- 退職または人事異動により職を離れる場合は、「異動時の個人情報等に係る点検報告書」を作成し、市教育委員会に提出する。
- 管理対象となるものの盗難や紛失にあった時、管理者はすみやかに校長（教頭）に連絡し、情報の悪用による二次被害の防止に努める。また、管理体制を再点検し、同じ過ちが発生しないように新たな対策を講ずる。

## 6 心のケアのポイント

